

総務財政委員会  
令和3年2月26日・3月1日

区民部 資料1番

所管 国保年金課

## 令和2年度 第2回大田区国民健康保険運営協議会について

1 日 時 令和3年2月20日（土）午後2時から

2 会 場 大田区役所本庁舎11階 第五・第六委員会室

3 諮問事項 「大田区国民健康保険条例」の一部を改正することについて

4 資 料 (1) 令和3年度 大田区国民健康保険保険料率等  
(一年間の保険料) 資料1  
(2) 特別区国保における保険料率等の推移 資料2  
(3) 令和3年度 保険料算定を取り巻く状況 資料3  
(4) 令和3年度 保険料算定における基本的な考え方 資料4  
(5) 平成30年度税制改正による国保制度への影響 資料5  
(6) 特別区における保険料賦課総額算定に係る考え方 資料6  
(7) 【諮問事項】大田区国民健康保険条例の改正予定内容一覧 資料7

5 その他 報告資料・参考資料

**令和2年度**

**第2回 大田区国民健康保険運営協議会資料**

**(抜粋)**

## 目 次

1	資料 1	令和3年度 大田区国民健康保険保険料率等 (一年間の保険料)	1 頁
2	資料 2	特別区国保における保険料率等の推移	2 頁
3	資料 3	令和3年度 保険料算定を取り巻く状況	3 頁
4	資料 4	令和3年度 保険料算定における基本的な考え方	4 頁
5	資料 5	平成30年度税制改正による国保制度への影響	6 頁
6	資料 6	特別区における保険料賦課総額算定に係る考え方	7 頁
7	資料 7	【諮問事項】 大田区国民健康保険条例の改正予定内容一覧	8 頁

## 令和3年度 大田区国民健康保険保険料率等(一年間の保険料)

## 1 基礎分及び後期高齢者支援金分

		令和3年度		令和2年度		増△減		
賦課割合(所得割:均等割)		58:42		58:42				
基礎分	支援金分	58:42	58:42	58:42	58:42			
保険料率等	均等割額	52,000 円		52,800 円		△800 円		
	基礎分	支援金分	38,800 円	13,200 円	39,900 円	12,900 円	△1,100 円	300 円
	所得割率		9.54%		9.43%		0.11 pt	
	基礎分	支援金分	7.13%	2.41%	7.14%	2.29%	△0.01pt	0.12 pt
	賦課限度額		820,000 円		820,000 円		0円	
	基礎分	支援金分	630,000 円	190,000 円	630,000 円	190,000 円	0円	0円
一人当たり保険料		124,989 円		126,202 円		△1,213 円		
基礎分	支援金分	93,389 円	31,600 円	95,473 円	30,729 円	△2,084 円	871 円	

## 2 介護納付金分

		令和3年度		令和2年度		増△減	
賦課割合(所得割:均等割)		58:42		56:44			
保険料率等	均等割額	17,000 円		15,600 円			
	所得割率	2.36%		1.97%		0.39 pt	
	賦課限度額	170,000 円		170,000 円		0 円	
一人当たり保険料		40,385 円		35,135 円		5,250 円	

※介護納付金分保険料は、40～64歳(介護2号保険者)が対象

## 特別区国保における保険料率等の推移

## 【基礎分&amp;後期高齢者支援金分】

		令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度	
賦課割合 (所得割：均等割)		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42	
		58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42
保険料率等	所得割率	9.54%		9.43%		9.49%		9.54%		9.43%	
	基礎分	7.13%	2.41%	7.14%	2.29%	7.25%	2.24%	7.32%	2.22%	7.47%	1.96%
	支援金分										
	均等割額	52,000円		52,800円		52,200円		51,000円		49,500円	
	基礎分	38,800円	13,200円	39,900円	12,900円	39,900円	12,300円	39,000円	12,000円	38,400円	11,100円
	支援金分										
賦課限度額		820,000円		820,000円		800,000円		770,000円		730,000円	
基礎分	630,000円	190,000円	630,000円	190,000円	610,000円	190,000円	580,000円	190,000円	540,000円	190,000円	
支援金分											
1人当たり保険料		124,989円		126,202円		125,174円		121,988円		118,441円	
基礎分	93,389円	31,600円	95,473円	30,729円	95,640円	29,534円	93,287円	28,701円	92,289円	26,152円	
支援金分											

## 【介護納付金分】

		令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度	
賦課割合 (所得割：均等割)		58:42		57:43		54:46		53:47		50:50	
保険料率等	均等割額	17,000円		15,600円		15,600円		15,600円		15,600円	
	賦課限度額	170,000円		170,000円		160,000円		160,000円		160,000円	

## 【大田区所得割率：介護納付金分】

		令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度	
所得割率		2.36%		1.97%		1.86%		1.79%		1.44%	
1人当たり保険料		40,385円		35,135円		33,913円		33,191円		30,959円	

## 令和3年度保険料算定を取巻く状況

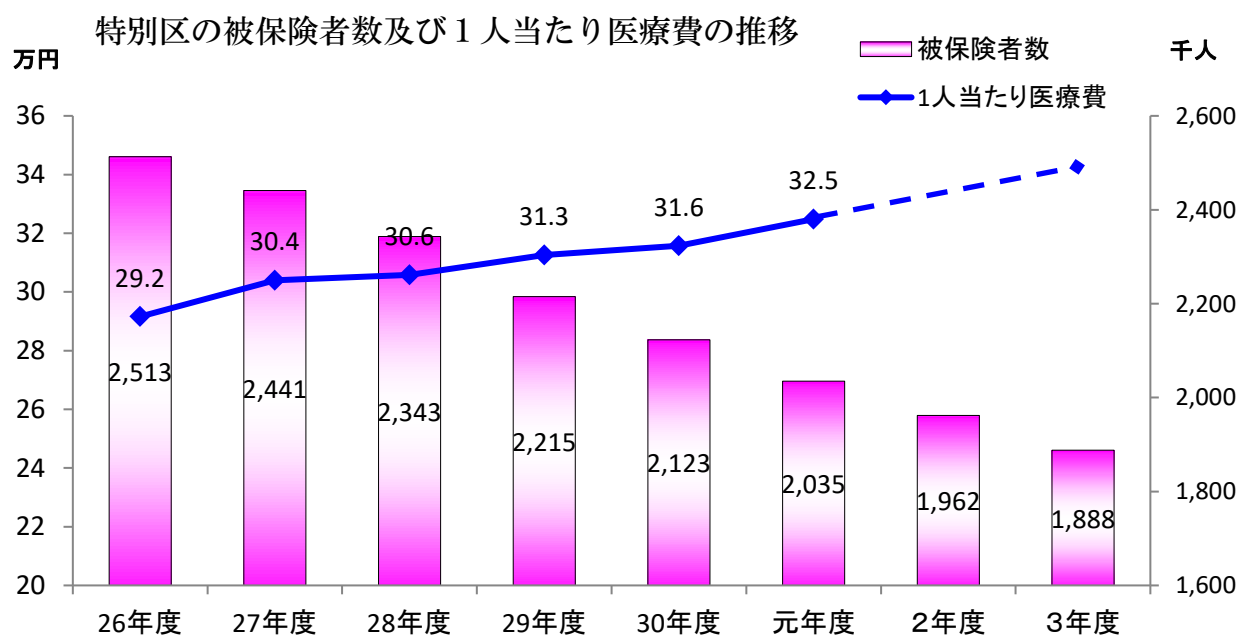
◇東京都は、区市町村ごとの医療費水準及び所得水準に応じて納付金額を決定する。

◇区は、納付金を賄えるように保険料率を定め、保険料を賦課・徴収する。



◇少子高齢化・社会保険の適用拡大により被保険者数が減少し、給付費総額も減少する。

◇しかし、元年度末に全ての団塊の世代が70歳に到達したことや医療の高度化の影響で、1人当たり医療費は増加する。



※ 2年度及び3年度は推計

## 令和3年度特別区基準保険料算定における基本的な考え方

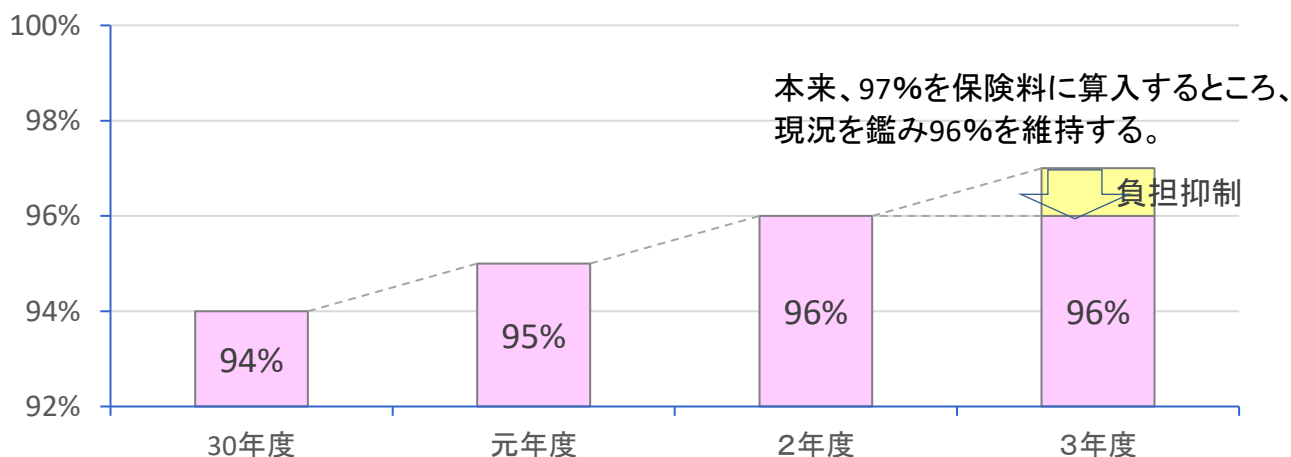
### 1 特別区における保険料等の将来的な方向性

- 将来的な方向性(都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消・縮減)に沿って段階的に移行すべく、23区統一で対応する。
- ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可とする。

### 2 特別区独自の激変緩和措置

- 平成30年度の国保制度改革により納付金制度が導入され、区は東京都が示す納付金等をもとに保険料率を算定することとなった。
- その際、円滑な制度移行を図るため、30年度は納付金の94%を保険料に反映することとし、以後6年間を目途に毎年この割合を1%ずつ上げていくこととした。
- そのため、本来、4年度目である令和3年度は、納付金の97%を保険料に反映することになる。
- しかし、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特殊な社会情勢に鑑み、区財政の状況や長期的な財政規律の確保も視野に入れ、負担抑制のため、激変緩和を96%に維持する。

令和3年度の負担抑制策(イメージ)



### 3 賦課割合

- 東京都が示した所得係数に基づき算出した特別区の水準は、基礎分、後期支援金分及び介護納付金分いずれも所得割58に対し均等割42であった。
- 特別区基準保険料についても、所得割58:均等割42とする。

### 4 保険料軽減策等について

#### 【保険料の賦課限度額】

新型コロナウイルス感染症の影響という特殊な状況に鑑み、3年度については見直しを行わず、据置きとする。

基礎分:63万円 後期高齢者支援分:19万円 介護分:17万円

#### 【保険料の均等割軽減判定基準額】

税制改正が不利益変更につながらないよう、基礎控除相当分の基準額を43万円(現行33万円)に上げるとともに、10万円に給与所得者等の数から1を減じた数を乗じて得た金額を加える。

### 5 医療費適正化への取組み

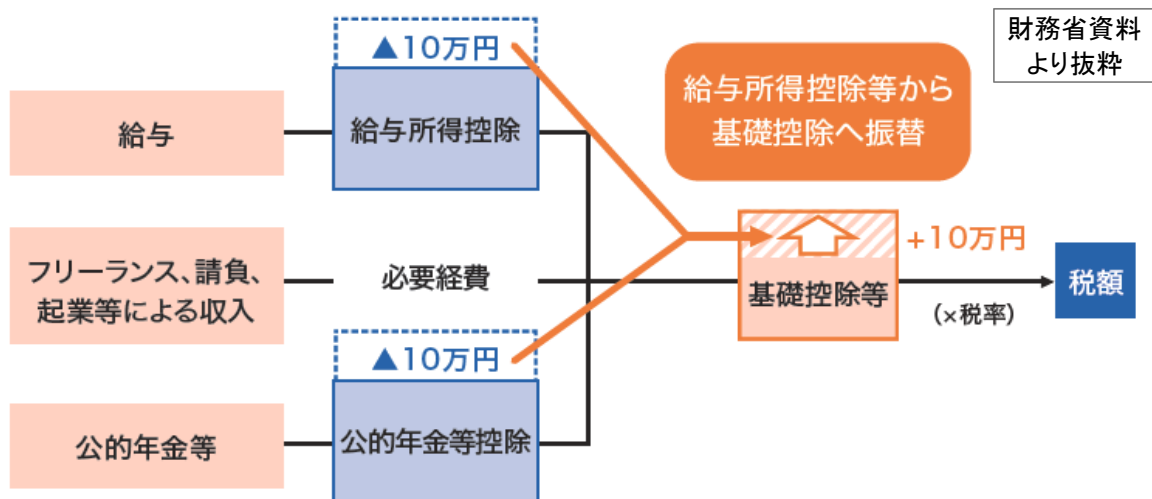
- 糖尿病性腎症重症化予防事業、ジェネリック医薬品利用促進、残薬調整事業等、連携して医療費適正化対策を進める。
- 被保険者への広報媒体を通じた医療費の適正化の啓発や、医師会・薬剤師会等への働きかけを広域的に行っていく。



## 平成30年度税制改正による国保制度への影響

## 1 税制改正の概要（個人所得課税）

- 給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引下げ、基礎控除の控除額を10万円引上げる。



※給与所得と年金所得の双方を有する方については、片方に係る控除のみが減額されます。

## 2 保険料軽減判定基準額に係る見直し

- 上記の税制改正に伴い、国民健康保険料に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、軽減判定基準において見直しを行う。
- 基礎控除額相当分の基準額を43万円(現行:33万円)に上げるとともに、10万円に給与所得者等の数から1を減じた数を乗じて得た金額を加える。

## 【現行】

7割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円)

5割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 28.5万円 × 被保険者数(※)

2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 52万円 × 被保険者数(※)



## 【改正後】

7割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円

5割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円  
+ 28.5万円 × 被保険者数(※)

2割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円  
+ 52万円 × 被保険者数(※)

※同じ世帯の中で国保の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

【基礎分】

賦課総額 算定対象経費	区市町村納付金		特定 健診 保健 指導	出産 育児	葬祭	保健 事業 他	結核 精神
賦課総額	基盤安定繰入金(保険者支援 都繰入金)	保険者努力支援制度 法定外繰入	保険料	保険料			
	(審査支払手数料) (高額療養費等)	保険料	特別 交付金 2/3	法定 繰入 2/3	保険料	保険料	普通 交付 金
	特別区独自の激変緩和策(R3:納付金の4%相当分)						

【後期分】

賦課総額 算定対象経費	区市町村納付金	
賦課総額	基盤安定繰入金(保険者支援分)	
	保険料	
	特別区独自の激変緩和策(R3:納付金の4%相当分)	

【介護分】

賦課総額 算定対象経費	区市町村納付金	
賦課総額	基盤安定繰入金(保険者支援分)	
	保険料	
	特別区独自の激変緩和策(R3:納付金の4%相当分)	

## 【諮問事項】大田区国民健康保険条例の改正予定内容一覧

(令和3年4月1日改正)

項 目	改 正 内 容	改正後	改正前	条 文	根 拠	
一般被保険者に係る 基礎賦課額の所得割額の算定	長期譲渡所得の金額について控除を適用する規定の追加	「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。		第15条	国民健康保険法施行令	
国民健康保険料 (基礎分)の料率等	賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の所得割率	100分の7.13	100分の7.14	第15条の4	特別区 共通基準	
	被保険者均等割の1人当りの金額 (年額)	38,800円	39,900円			
	被保険者均等割額から減額する額	7割	27,160円	27,930円		第19条の2
		5割	19,400円	19,950円		
		2割	7,760円	7,980円		
国民健康保険料 (後期高齢者支援金分) の料率等	賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の所得割率	100分の2.41	100分の2.29	第15条の12	特別区 共通基準	
	被保険者均等割の1人当りの金額 (年額)	13,200円	12,900円			
	被保険者均等割額から減額する額	7割	9,240円	9,030円		第19条の2
		5割	6,600円	6,450円		
		2割	2,640円	2,580円		

## 【諮問事項】大田区国民健康保険条例の改正予定内容一覧

(令和3年4月1日改正)

項目	改正内容	改正後	改正前	条文	根拠	
国民健康保険料 (介護分)の料率等	賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の所得割率	100分の2.36	100分の1.97	第16条の4	区算定	
	被保険者均等割の1人当りの金額(年額)	17,000円	15,600円		特別区 共通基準	
	所得割率算定に係る所得割の賦課総額に相当する割合	100分の58	100分の56		区算定	
	被保険者均等割1人当たり金額算定に係る均等割の賦課総額に相当する割合	100分の42	100分の44			
	被保険者均等割額から減額する額	7割	11,900円	10,920円	第19条の2	特別区 共通基準
		5割	8,500円	7,800円		
2割		3,400円	3,120円			
納付義務者に対して課する保険料の額	被保険者均等割額から7割減額する場合の所得基準額	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円	基礎控除額(33万円)	第19条の2	国民健康 保険法 施行令	
	被保険者均等割額から5割減額する場合の所得基準額	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 28.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	基礎控除額(33万円) + 28.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)			
	被保険者均等割額から2割減額する場合の所得基準額	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	基礎控除額(33万円) + 52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)			

## 【諮問事項】大田区国民健康保険条例の改正予定内容一覧

(令和3年4月1日改正)

項 目	改 正 内 容	改正後	改正前	条 文	根 拠
公的年金等所得に係る 保険料の減額賦課の特例	公的年金等控除（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第19条の2の規定を適用する場合の読替え規定の追加	第19号の2第1号中「110万円」とあるのは「125万円」とする。		付則	国民健康 保険法 施行令
新型コロナウイルス感染症に 感染した被保険者等に係る 傷病手当金	傷病手当金の規定に定める新型コロナウイルス感染症の定義	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症	付則	新型インフル エンザ等 対策特別 措置法
施行期日の制定	施行期日の制定			付則	

# 報 告 資 料

令和3年2月20日

大田区区民部国保年金課

## 目 次

1	報告資料 1	令和3年度特別区基準による国民健康保険料算定上の基礎数値	1 頁
2	報告資料 2	令和3年度保険料率（介護分）所得割率の算定について	2 頁
3	報告資料 3	国民健康保険特別会計予算・決算額	4 頁
4	報告資料 4	国民健康保険料収納状況報告（各年度12月末現在）	5 頁
5	報告資料 5	新型コロナウイルス感染症に係る対応について	6 頁
6	報告資料 6	大田区国民健康保険第2期データヘルス計画 令和元年度実績報告及び令和2年度実施状況	7 頁
7	報告資料 7	大田区国民健康保険第2期データヘルス計画中間評価	別紙

令和3年度特別区基準による国民健康保険料算定上の基礎数値【激変緩和96%】

【被保険者数】

	一般	退職	合計
2年度統一	1,961,580人	0人	1,961,580人
3年度案	1,888,253人	0人	1,888,253人
対前年度比	△73,327人	0人	△73,327人

【1人当たり納付金】(特別区独自の激変緩和前)

	医療分	後期支援金分
2年度統一	106,728円	33,913円
3年度案	104,491円	34,826円
対前年度比	△2,237円	913円

【賦課総額】

◆基礎分 …2年度賦課総額(Ⅰ) = (a) - (b) + (c) (千円)

	(a) 納付金×96%	(b)減算要素 <small>(国特調、都繰入金、法定外繰入(地庫波及)、 保険者支援)</small>	(c)健診諸費 (負担金除く)	賦課総額(Ⅰ)	⇒	1人当たり 保険料
2年度統一	200,981,932	△14,242,431	1,577,543	188,317,044		96,003

…3年度賦課総額(Ⅰ) = (A) - (B) + (C) (千円)

	(a) 納付金×96%	(b)減算要素 <small>(国特調、都繰入金、法定外繰入(地庫波及)、 保険者支援)</small>	(c)健診諸費 (負担金除く)	賦課総額(Ⅰ)		1人当たり 保険料
3年度案	189,413,953	△13,481,549	1,069,177	177,001,581		93,739
対前年度比	△11,567,979	760,882	△508,366	△11,315,463		△2,264

≪加算・減算項目 算入判断分≫

2年度賦課総額(Ⅱ) = (Ⅰ) + (d) + (e) + (f) + (g) + (h) + (i) (千円)

	(d)保険者努力 支援制度	(e)国庫等返還分の 精算収納見込	(f)出産諸費	(g)葬祭諸費	(h)保健事業費	(i)その他 条例減免等	賦課総額(Ⅱ)	1人当たり 保険料
2年度統一	△2,893,270	△435,092	1,316,785	747,950	223,843	647	187,277,907	95,473

3年度賦課総額(Ⅱ) = (Ⅰ) + (d) + (e) + (f) + (g) + (h) + (i) (千円)

	(d)保険者努力 支援制度	(e)国庫等返還分の 精算収納見込	(f)出産諸費	(g)葬祭諸費	(h)保健事業費	(i)その他 条例減免等	賦課総額(Ⅱ)	1人当たり 保険料
3年度案	△2,827,323	△261,344	1,200,188	734,300	492,545	657	176,340,604	93,389
対前年度比	65,947	173,748	△116,597	△13,650	268,702	10	△10,937,303	△2,084

◆後期高齢者支援金分 …2賦課総額(Ⅲ) = (j) + (k) + (m) (千円)

	(j) 納付金×96%	(m)その他 条例減免等	(k)保険者 支援制度	賦課総額 (Ⅲ)	(l)過年度 収納見込	賦課総額 (Ⅳ)	1人当たり 保険料
2年度統一	63,862,876	62	△3,585,127	60,277,811	0	60,277,811	30,730

…3年度賦課総額(Ⅲ) = (j) + (k) + (m) (千円)

	(j) 納付金×96%	(m)その他 条例減免等	(k)保険者 支援制度	賦課総額 (Ⅲ)	(l)過年度 収納見込	賦課総額 (Ⅳ)	1人当たり 保険料
3年度案	63,130,791	65	△3,463,601	59,667,255	0	59,667,255	31,600
対前年度比	△732,085	3	121,526	△610,556	0	△610,556	870

◆1人当たり保険料 (円)

	基礎分	後期高齢者 支援金分	1人当たり 保険料計
2年度統一	95,473	30,730	126,203
3年度案	93,389	31,600	124,989
対前年度比	△2,084	870	△1,214



## 令和3年度保険料率(介護分)所得割率の算定について

### 1 国民健康保険事業費納付金(介護分)

令和2年12月25日付け保国発1225第3号による国確定係数に基づき算定した額から算定。

東京都	納付金算定基礎額 (都全体)(c)	①	都全体の納付金額	42,836,667,825
	所得係数β	②	全国平均と比較した都道府県の所得水準	1.3407241958138
	調整係数γ	③	各区市町村納付金合計額を都道府県総額に合わせるための係数	0.9999999993930
大田区	応能シェア	④		0.0479014439147
	応益シェア	⑤		0.0473235305946
	納付金基礎額 (γ調整後)	⑥		2,041,362,078 <small><math>\frac{① \times (② \times ④) + ⑤}{① + ②} \times ③</math></small>
激変緩和額Δ	⑦	被保険者1人当たりの納付金伸び率が都平均を1%以上上回る区市町村に対し、国公費及び都繰入金で激変緩和を行う。	0	
激変緩和措置額余剰分の配分額	⑧		2,577,889	
納付金納付額(激変緩和後)	⑨		2,038,784,189 <small>⑥-⑦-⑧</small>	

#### 【参考】納付金の増要因

- ・都は国が示す係数等を参考に、都が国に納付する介護納付金の総額の推計を行う。
- ・都はこの推計をもとに、保険料収納必要総額を算出し、当該総額を所得水準に応じて都内の各区市町村に納付金として割当てる。
- ・3年度は、介護納付金が1人当たり9.72%増となった一方で、これから差引く歳入は1人当たり5.21%増にとどまったため、保険料収納必要総額は増となった。

※介護納付金算定における伸び(都全体の数値)

(歳出)	68,809円	⇒	75,496円	(9.72%増)
(歳入)	29,770円	⇒	31,322円	(5.21%増)
(1人当たり納付金)	38,688円	⇒	43,760円	(13.11%増)

### 2 賦課総額の算定

#### (1)特別区の賦課総額の考え方

介護分納付金の額を基礎として、令和3年度はその96%を賦課総額とする。

また、過年度・滞納繰越分収納見込額は減算せず、基盤安定繰入金(保険者支援分)のみを賦課総額から差し引く。

#### (2)大田区賦課総額(介護分)

賦課総額 = 納付金の額 × 96% - 基盤安定繰入金(保険者支援分)

1,869,282千円	=	2,038,784千円	×	96%	-	87,950千円
-------------	---	-------------	---	-----	---	----------

### 3 令和3年度介護分保険料率

(1) 令和3年度保険料算定の考え方(特別区)

- ・東京都が示した所得係数に基づき算出した特別区の水準は、所得割58:均等割42であった。
- ・各区においては、特別区の賦課割合58:42を参考に、各区判断により所得割率を算定する。

(2) 令和3年度大田区介護分保険料率

2.36%

- ① 基礎数値
- ・均等割額 17,000円
  - ・賦課割合 58:42
  - ・賦課限度額控除後基準総所得額(3年度見込)  
45,963,432,866円
- ② 均等割賦課総額 = 賦課総額 × 均等割賦課割合
- 785,098,585円 = 1,869,282,345円 × 42%
- ③ 均等割額 = 均等割賦課総額 ÷ 2号被保険者数
- 17,000円 = 785,098,585円 ÷ 46,286人
- ④ 所得割賦課総額 = 賦課総額 - (均等割額 × 2号被保険者数)
- 1,082,420,345円 = 1,869,282,345円 - (17,000円 × 46,286人)
- ⑤ 所得割率 = 所得割賦課総額 ÷ 賦課限度額控除後基準総所得額
- 2.36% = 1,082,420,345円 ÷ 45,963,432,866円
- ⑥ 一人当たり保険料額 = 賦課総額 ÷ 2号被保険者数
- 40,385円 = 1,869,282,345円 ÷ 46,286人

\* 確定係数に基づく令和3年度標準保険料率(介護分)

		所得割率(%)	均等割額(円)
標準 保険料率	東京都	2.62	19,155
	大田区	2.67	19,500
3年度大田区算定		2.36	17,000
2年度大田区算定		1.97	15,600
増△減		0.39	1,400

## 国民健康保険事業特別会計予算・決算額

&lt;歳入&gt;

(単位 千円)

	元年度予算	元年度決算	決算割合	2年度予算
国民健康保険料	16,496,544	16,917,379	24.7%	15,911,805
国庫支出金	2,841	15,128	0.0%	1
都支出金	43,489,082	44,078,032	64.5%	43,353,669
繰入金	7,209,012	6,254,294	9.1%	6,617,655
繰越金	1,011,773	1,011,774	1.5%	600,000
その他収入	85,350	91,403	0.1%	85,979
合計	68,294,602	68,368,010	100.0%	66,569,109

&lt;歳出&gt;

(単位 千円)

	元年度予算	元年度決算	決算割合	2年度予算
総務費	1,069,122	969,308	1.4%	1,179,620
保険給付費	44,008,531	43,395,873	64.4%	43,299,043
国保事業費納付金	22,049,806	22,049,602	32.7%	21,352,600
その他	1,167,143	969,203	1.4%	737,846
合計	68,294,602	67,383,986	100.0%	66,569,109

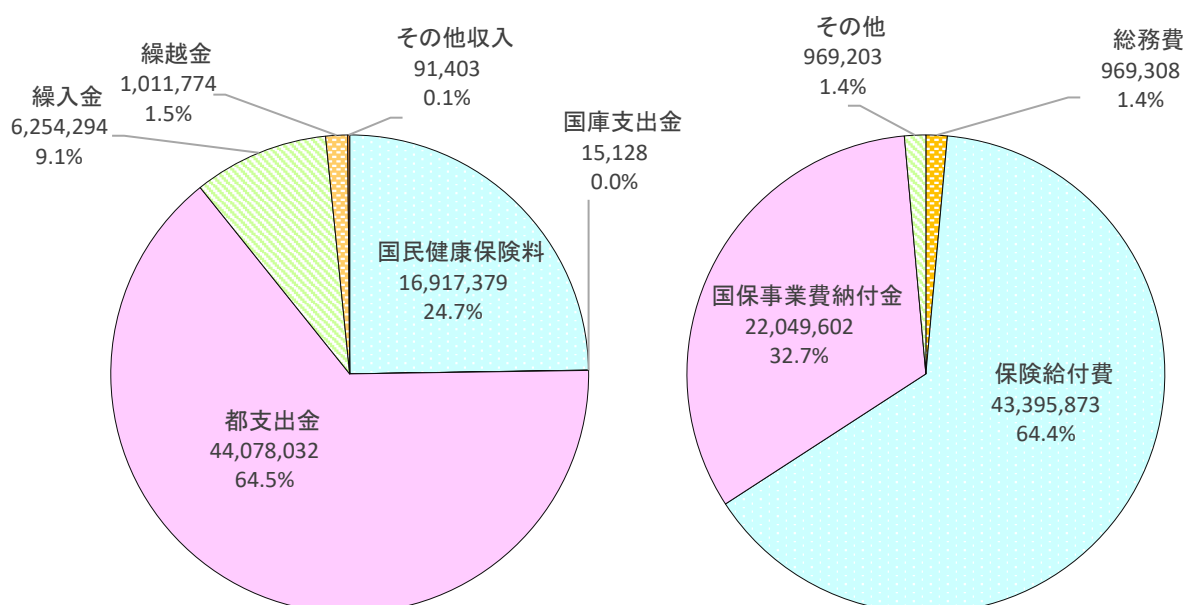
※元年度予算額は決算時の予算現額。

2年度予算額は当初予算額。

## 令和元年度決算

歳入(収入済額) 683億5,721万8,065円

歳出(支出済額) 673億8,398万6,111円



国民健康保険料収納状況報告(各年度12月末現在)

年度	区分	調定額:千円	収入額:千円	収納率:%	対前年度増減
元	現年分	17,728,372	10,151,248	57.26%	/
	滞納繰越分	3,901,046	1,064,890	27.30%	
	合計	21,629,418	11,216,138	51.86%	
2	現年分	17,055,969	9,899,869	58.04%	0.78
	滞納繰越分	3,485,777	851,777	24.44%	△2.86
	合計	20,541,746	10,751,646	52.34%	0.48

【参考:令和元年度決算額】

	区分	調定額:千円	収入額:千円	収納率:%
元 決算	現年分	17,594,703	15,627,410	88.82%
	滞納繰越分	3,891,506	1,289,969	33.15%
	合計	21,486,209	16,917,379	78.74%

【令和2年度における収納の取組み】

- 1 滞納者に対する財産調査等により、適切な滞納処分を実施
- 2 口座振替の加入勧奨、一括納付の奨励
- 3 多様な納付機会の提供 コンビニ・モバイルバンキング・年金特徴・クレジット収納等
- 4 納付案内センターによる納付勧奨の強化
- 5 区報・ホームページ・デジタルサイネージ等による広報活動強化

## 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

## 1 傷病手当金

新型コロナウイルス感染症に感染したことにより労務に服することができなかった者等に傷病手当金を支給した。

## ◇対象者

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染又はその疑いがある者

## ◇支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から  
労務に服することができない期間

## ◇支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数×2/3×日数

## ◇実績(令和3年1月末時点)

支給件数 28件 支給金額 2,659,236円

## 2 国民健康保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の国民健康保険料の減免を実施した。

## ◇対象世帯

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等が減少した世帯

## ◇対象となる保険料

令和元年度及び2年度分の保険料で、令和2年2月1日から  
令和3年3月31日までに納期限が設定されている保険料

## ◇減免される額

- ・上記対象世帯1 ⇒ 全額
- ・上記対象世帯2 ⇒

対象保険料額×主たる生計維持者の所得に応じた減免割合

## ◇実績(令和3年1月末時点)

件数 3,302件 減免金額 453,605,528円

## 大田区国民健康保険第2期データヘルス計画 令和元年度実績報告について

## 1 特定健康診査

概要	メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病(高血圧症・脂質異常症・糖尿病等)の予防を目的とした健康診査
対象者	40歳～74歳の国保被保険者
実施方法等	令和元年6月1日から令和2年3月31日まで、区内各医師会医療機関にて実施
実績 (法定報告値)	対象者数88,690人、受診者数32,747人、受診率36.9%(平成30年度36.6%)

## 2 特定保健指導

概要	特定健診受診結果から生活習慣病のリスクが高い方を対象に、専門職が生活習慣改善の支援を目的に実施する保健指導
対象者	特定健診受診結果から腹囲等とリスク要因の数に着目して、動機付け支援又は積極的支援の対象者を選定
実施方法等	令和元年11月から令和2年8月(初回面談)、保健指導実施業者に委託
実績 (法定報告値)	対象者数3,306人、終了者数226人、実施率6.8%(平成30年10.6%)

## 3 早期介入保健事業(39歳以下被保険者の健康診査等)

概要	生活習慣病に対する早期介入として、節目年齢を対象にした簡易血液検査キットを送付する事業(申込上限150人)
対象者	39歳の国保被保険者
実施方法等	令和元年11月1日から11月30日まで、スマートフォン・PCから申込(自己負担1,500円)
実績	対象者1,407人中148人申込み、128人が検査実施

## 4 糖尿病性腎症重症化予防事業

概要	糖尿病性腎症等の患者を対象にした、生活習慣改善により人工透析等の重症化を予防する事業
対象者	糖尿病性腎症重症化のリスクが高い者(第2期早期腎症期、第3期顕性腎症期)
実施方法等	令和元年6月から10月にかけて初回面談を実施し、以後6か月の保健指導を実施(面談又は電話支援を計6回、医師会又は民間事業者にて委託)
実績	医師会委託、対象者11人、終了者9人、民間事業者委託、対象者90人、終了者4人

## 5 健診異常値放置者受診勧奨

概要	自覚症状なしに重症疾患化している可能性がある方を対象に、早期治療の受診勧奨を行う事業
対象者	特定健診で医療機関での治療を要すると判定されたにもかかわらず、特定健診後4か月以上受診していない者
実施方法等	医療機関への受診勧奨案内を作成し、本人宛てに通知(令和元年12月発送)
実績	抽出した対象者23人、次頁「6 生活習慣病治療中断者受診勧奨」の対象者83人を含めた106人中、41人が医療機関受診(受診率38.7%)

## 6 生活習慣病治療中断者受診勧奨

概要	自覚症状なしに重症疾患化している可能性がある方を対象に、早期治療の受診勧奨を行う事業
対象者	糖尿病の治療を開始したにもかかわらず、現在中断している者
実施方法等	医療機関への受診勧奨案内通知に、糖尿病・高血糖予防のリーフレットを同封して、本人宛てに通知(令和元年12月発送)
実績	抽出した対象者83人、前頁「5 健診異常値放置者受診勧奨」の対象者23人を含めた106人中、41人が医療機関受診(受診率38.7%)

## 7 歯科受診勧奨

概要	歯周病と生活習慣病等重症化予防を目的として、リスクが高い方を対象にした歯科受診勧奨を行う事業
対象者	糖尿病通院者かつ歯周病未治療者151人に対して医療機関受診勧奨を実施(令和元年11月発送)
実績	抽出した対象者151人、歯科医院受診39人(受診率25.8%)

## 8 後発医薬品差額通知

概要	後発医薬品の使用率向上を目的に、後発医薬品への切替による差額通知等を行う事業
対象者	100円以上の差額が生じる者
実施方法等	切替後の負担軽減額や処方薬の内容を記載した後発医薬品利用差額通知を作成し、本人宛に通知(毎月下旬に送付)
実績	計41,825通送付 普及率72.68%(令和元年3月末時点) 参考69.86%(平成31年3月末)

## 9 適正な受診・服薬の促進

概要	重複服薬・多剤服薬者を対象に、専門職が健康相談等を行い、健康増進・疾病の重篤化予防、医療費適正化を図る事業
対象者	重複服薬・多剤服薬のある者
実施方法等	令和元年9月から11月まで、保健師・看護師の訪問及び電話による保健指導
実績	対象者57人を抽出して保健指導の案内チラシを発送し、5人に対し、訪問・電話による保健指導を実施

## 大田区国民健康保険第2期データヘルス計画 令和2年度実施状況について

### 1 特定健康診査

概要	メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病(高血圧症・脂質異常症・糖尿病等)の予防を目的とした健康診査
対象者	40歳～74歳の国保被保険者
実施方法等	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで、区内各医師会医療機関にて実施
目標等	受診率37%を目指し、特定健診受診勧奨のほか、特定健診受診とみなすことができる人間ドック受診助成事業(先着1,000名まで)を実施している。

### 2 特定保健指導

概要	特定健診受診結果から生活習慣病のリスクが高い方を対象に、専門職が生活習慣改善の支援を目的に実施する保健指導
対象者	特定健診受診結果から腹囲等とリスク要因の数に着目して、動機付け支援又は積極的支援の対象者を選定
実施方法等	令和2年11月から令和3年8月(初回面談)、保健指導実施業者に委託
目標等	実施率10%

### 3 早期介入保健事業(39歳以下被保険者の健康診査等)

概要	特定健診前の39歳以下を対象にした生活習慣病の早期発見・早期治療と特定健診受診率向上を目的とする事業
対象者	特定健診前の年度内38、39歳の国保被保険者(昨年度より対象年齢を拡大)
実施方法等	簡易血液キットによる検査でスマートフォン・PCから申込(自己負担1,500円)
目標等	申込上限200人まで、「39歳以下基本健康診査」との連携等を合わせて検討

### 4 糖尿病性腎症重症化予防事業

概要	糖尿病性腎症等の患者を対象にした、生活習慣改善により人工透析等の重症化を予防する事業
対象者	糖尿病性腎症重症化のリスクが高い者(第2期早期腎症期、第3期顕性腎症期)
実施方法等	従来の委託事業者による保健指導のほか、医師会の協力を得て区内医療機関で保健指導を実施できる方法を取り入れた。
目標等	参加者数60人、生活習慣改善率70%、次年度健診血糖値改善率70%を目指す。

### 5 医療機関受診勧奨(生活習慣病ハイリスク者への受診勧奨)

概要	生活習慣病のリスクが高い方を対象に、重症化予防を目的とした医療機関受診勧奨を行う事業
対象者	健診異常値放置者(医療機関受診が必要な検査値にもかかわらず、未受診の方)と生活習慣病治療中断者
実施方法等	健診異常値放置者及び生活習慣病治療中断者に、医療機関受診勧奨通知等を送付 健診異常放置者532人、治療中断者187人(令和2年10月送付)



## 6 歯科受診勧奨

概要	歯周病と生活習慣病等重症化予防を目的として、リスクが高い方を対象にした歯科受診勧奨を行う事業
実施方法等	歯周病と糖尿病の関連性を周知するため、糖尿病性腎症で歯周病治療が必要な方393人へ歯科医療機関への受診勧奨通知を送付。

## 7 後発医薬品差額通知

概要	後発医薬品の使用率向上を目的に、後発医薬品への切替による差額通知等を行う事業
対象者	100円以上の差額が生じる者
実施方法等	切替後の負担軽減額や処方薬の内容を記載した後発医薬品利用差額通知を作成し、本人宛に通知(毎月末各3,000人、計36,000人に送付予定)

## 8 適正な受診・服薬の促進

概要	重複受診・頻回受診・重複服薬の対象者に専門職が健康相談等を行い、健康増進・疾病の重篤化予防、医療費適正化を図る事業
対象者	重複服薬・多剤服薬のある者
実施方法等	令和2年9月から11月まで、保健師・看護師の訪問及び電話による保健指導
目標等	予定数20人(対象者63人、保健指導 初回支援15人、継続支援12人)

# 大田区国民健康保険 第2期データヘルス計画中間評価 概要版

## 序章 計画概要と中間評価にあたって

【計画策定の背景と中間評価の趣旨】高齢化、医療の高度化の進展により医療費が増大し、国民健康保険の財政は厳しい状況が続いている。大田区が大田区国民健康保険の保険者として策定しているデータヘルス計画は、レセプトや統計資料等を活用し、効果的かつ効率的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画で、平成30年度から令和5年度を第2期としている。また、令和2年度は計画の中間評価・見直しの年度となっており、健康課題に沿って計画の進捗を確認し、これまでの取組についての評価・見直しを行い、令和5年度の目標達成に向けて保健事業を推進する。

【計画期間】平成30(2018)年度から令和5(2023)年度までの6年間。

【計画の目標と健康課題】特別区と比較した場合40歳代が少なく一方で65歳以上の前期高齢者が多く、また生活習慣病の保有者率や一人当たりの医療費が高い傾向がある。以下の目標と健康課題を掲げる。

- 目標1 「健康・医療情報のデータ分析に基づいた被保険者の健康の保持増進」
- 目標2 「被保険者の健康寿命の延伸」
- 目標3 「医療費の適正化」

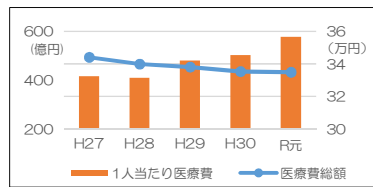
- 健康課題Ⅰ：特定健康診査・特定保健指導を基盤とする生活習慣病予防の取組
- 健康課題Ⅱ：高額医療費の要因である糖尿病性腎症等の生活習慣病の重症化予防の取組
- 健康課題Ⅲ：被保険者の健康保持増進・健康意識の向上

## 第1章 背景の整理

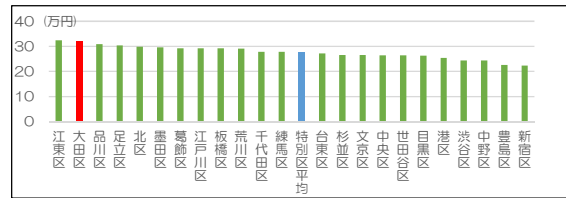
### ①大田区における平均寿命と平均自立期間の推移

	H28	R元
平均寿命 男性	79.4 歳	80.7 歳
平均寿命 女性	86.0 歳	86.7 歳
平均自立期間 男性	78.4 歳	79.0 歳
平均自立期間 女性	82.9 歳	84.0 歳

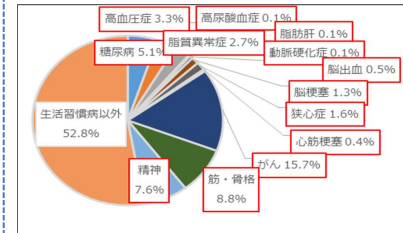
### ②一人当たりの年間医療費の推移



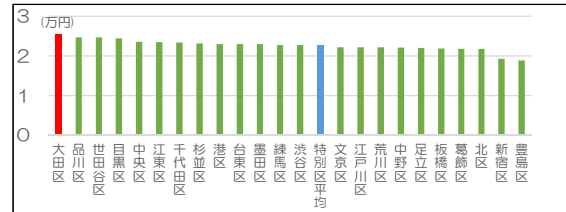
### ③医科一人当たりの年間医療費 (令和元年度)



### ④医療費総額に占める生活習慣病医療費の割合 (令和元年度)



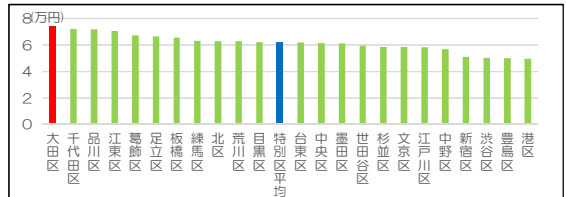
### ④歯科一人当たりの年間医療費 (令和元年度)



### ⑦過去3年間の特定健康診査受診率

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者	96,798	92,356	88,690
受診者	35,722	33,819	32,747
未受診者	61,076	58,537	55,943
目標値	40.0%	40.0%	42.0%
受診率	36.9%	36.6%	36.9%
特別区平均	42.8%	42.5%	41.7%

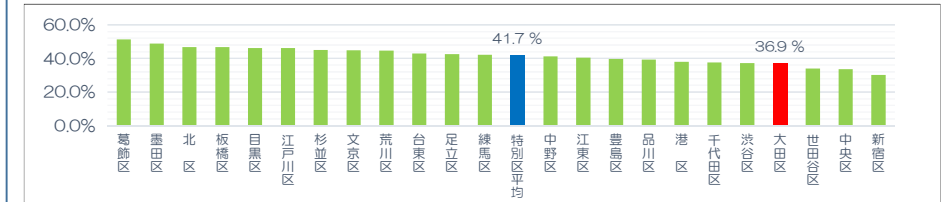
### ⑤一人当たり調剤費用額 (令和元年度)



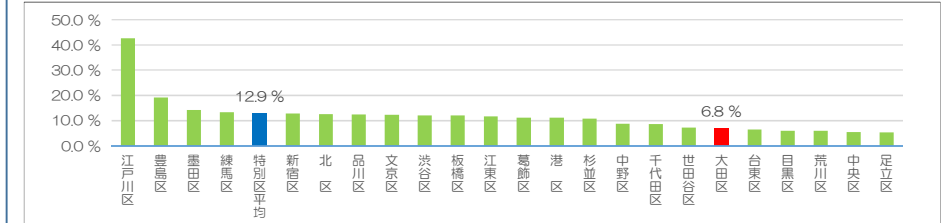
### ⑧過去3年間の特定保健指導実施率

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者	3,755	3,551	3,306
終了者	414	377	226
目標値	21.0%	20.0%	22.0%
実施率	11.0%	10.6%	6.8%
特別区平均	13.2%	14.3%	12.9%

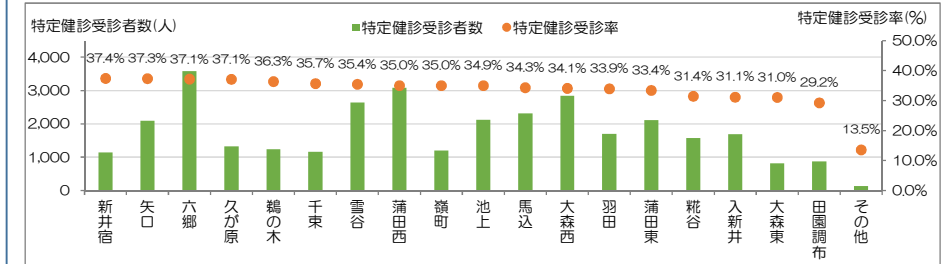
### ⑨特定健診特別区受診状況 (令和元年度)



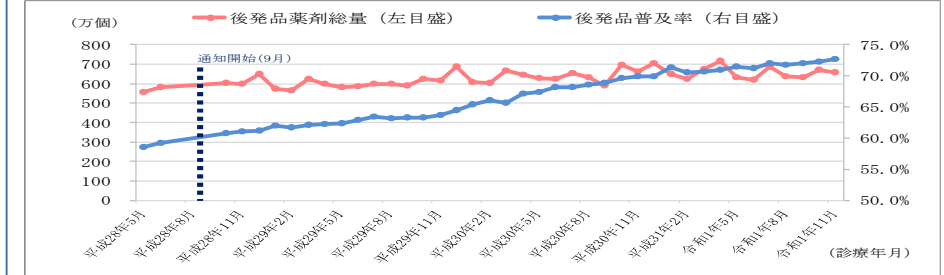
### ⑩特定保健指導特別区実施状況 (令和元年度)



### ⑪地域別特定健診受診者数および受診率 (令和元年度)



### ⑫後発医薬品薬剤数量と普及率 (数量ベース)



## 第2章 全体評価

【アウトカム指標】…中間評価に伴い、計画全体の目標や事業の評価と見直しを実施

4つの指標	H28 (ベースライン)	R元	R5 (目標)
①健康寿命・平均自立期間	男 78.4 歳 女 82.9 歳	男 79.0 歳 女 84.0 歳	延伸 (数値目標は設定せず)
②患者数 (千人あたり)	外来 683.1 人 入院 16.5 人	外来 694.0 人 入院 16.8 人	ベースライン以下に戻す
③メタボ率 (予備群含む)	男 49.3% 女 15.5%	男 52.3% 女 16.6%	ベースライン以下に戻す
④特定健康診査受診率	38.0%	36.9%	43.0%

第3章 個別事業評価

事業判定：A…うまくいっている B…まあ、うまくいっている C…あまりうまくいっていない D…まったくうまくいっていない E…実施できていない

優先度：◎…高 ○…中 △…低

事業名 〔健康課題〕	事業概要	取組内容	課題	事業評価				今後の方針	優先度
				主な指標	令和元年度 (中間)	事業 判定	令和5年度 (目標)		
〔Ⅰ〕 1 特定健康診査	40～74歳の被保険者を対象にメタボリックシンドロームに着目した、生活習慣病の予防を目的とした健康診査	特定健診 (1)受診勧奨 (2)人間ドック受診助成 (3)事業者健診のデータ活用	特定健診受診率が低迷している。受診勧奨対象者の選定方法によって勧奨効果に差がでている。	特定健診受診率 (1)勧奨受診率 (2)受診率に対する割合 (3)申請件数	36.9% 24.4% 0.74% 3件	— C・B B C	43% 45% 1% 100件	受診勧奨対象者の分析を進める。健診の実施方法や運用の検討。医師会との協議の場をもつなど連携を推進していく。	◎
〔Ⅰ〕 2 特定保健指導	生活習慣病リスクの高い方を対象に専門職が生活習慣改善の支援を目的に実施する保健指導	特定保健指導	特定保健指導終了率が年々低下している。保健指導開始までに時間を要している。特定保健指導の認知度が低い。	特定保健指導実施率 対象者の減少率	6.8% 18.4%	C	19% 25%	健診から保健指導までの期間短縮の実現に向けて、実施体制や利用方法の改善を検討する。広報、周知を推進する。	◎
〔Ⅰ〕 3 早期介入保健事業	39歳以下の被保険者を対象に生活習慣病の早期発見・早期治療と特定健診受診率の向上を目的とする事業	(1)簡易血液検査キット (2)39歳以下基本健診との連携	検査結果から保健指導に繋げる仕組みが構築されていない。40歳以降の特定健診受診につながっているか把握できていない。	40歳代の特定健診受診率 次年度の健診希望率	20.1% 77%	B	25% 80%	39歳以下健診から特定健診受診に繋げる方策検討と並行し、社会情勢に見合った若年層向けの事業を企画立案していく。	○
〔Ⅱ〕 1 糖尿病性腎症重症化予防	基準該当患者を対象に生活習慣改善により人工透析等の重症化を予防する事業	保健指導	保健指導の体制はできつつあるが、参加者の確保が不足している。効果検証の体制やデータ管理が未整備。	HbA1cの改善者割合 参加者の人工透析移行者	61.5% 0人	B	80% 0人	関係機関との連携強化や、効果検証方法を確立し、事業の質向上を図る。	◎
〔Ⅱ〕 2 医療機関受診勧奨等	生活習慣病リスクの高い方を対象に重症化予防を目的とした受診勧奨を行う事業	受診勧奨	効果検証が十分でない。医師会への事業周知ができていない。	勧奨者の受診率 HbA1c8.0以上の未治療者	38.7% 52人	C	50% 0人	選定条件の見直しと、効果検証を行い、特に重症化リスクの高い未治療者の受診行動につなげていく。	○
〔Ⅱ〕 3 歯科受診勧奨	リスク保有者を対象に歯周病と生活習慣病等重症化予防を目的として歯科受診勧奨を行う事業	受診勧奨	関係機関と連携しながら受診勧奨しているが、効果検証方法が確立していない。	歯周病未治療者の受診率	25.8%	B	30%	関係機関との連携により、歯周病と糖尿病の因果関係の周知に努め、受診勧奨を推進する。	○
〔Ⅲ〕 1 後発医薬品利用促進	後発医薬品普及と切替の促進で調剤にかかる被保険者の自己負担軽減と医療費の適正化を図る事業	(1)後発医薬品差額通知の発送 (2)後発医薬品希望シール・カードの配布	普及率は順調に上昇しているが、国の目標値に到達していない。	数量普及率	72.7%	B	80%以上	乳幼児及び義務教育世代への取組を検討する。	○
〔Ⅲ〕 2 適正な受診・服薬の促進	重複・多剤服薬者を対象に専門職が対象者宅を訪問し健康相談等を行い健康増進・疾病の重篤化防止、医療費適正化を図る事業	保健指導	対象者の抽出方法が確立していない。参加同意が得られず、保健指導の参加者が少ない。	受診服薬状況改善割合 保健指導参加者	100% 5人	C	100% 20人	薬剤師会と協働し、対象者選定や保健指導を実施する。	◎
〔Ⅲ〕 3 健康づくりの取組支援	健康保持増進・疾病予防及び特定健診受診等の生活習慣病予防に取組む被保険者を対象に健康づくりの取組を支援する事業（はねびょん健康ポイント事業）	国保加入者への周知	国保として、事業効果が得られる連携方法の検討が必要。	国保加入者の参加数	1,109人	B	増加	被保険者の行動変容の契機となるよう、他部署と連携を進める。	○
〔Ⅲ〕 4 広報を活用した情報発信	医療費の現状を伝え、健康意識向上と自発的な健康づくりの取組を促進する広報活動	保健事業の周知	取組の拡大や、広報の効果検証が必要。	前年度加入者の次年度健診受診率	検証開始	C	50%	他保険者の取組事例等情報収集に努め様々な手法を検討する。	○
〔Ⅲ〕 5 禁煙への支援	たばこの健康被害の情報提供と禁煙への支援を行う事業	喫煙による健康被害の周知と禁煙への支援	対象者の分析・検討に着手できてない。	禁煙支援策の検討	現状把握	E	実施	関係機関と調整し、計画の再構築を行う。	△
〔Ⅲ〕 6 地域包括ケアにかかる取組	前期高齢者等を対象に介護予防につながる地域包括ケアにかかる保健事業	地域包括ケア連携事業	国保として取組む事業の検討が進んでいない。	関係部局との連携	未実施	E	実施	国保も含め、関係部局の役割を明確化し、連携しながら地域包括ケアの取組に参画していく。	△

第4章 特定健康診査実施計画

高齢者の医療の確保に関する法律第19条の規定に基づき、同法第18条に規定する厚生労働大臣が定める「特定健康診査等基本方針」に即して、保険者が定めるものとされている。第2期データヘルス計画と第3期特定健康診査等実施計画の計画期間（平成30～令和5年度）が一致するため、一体的に作成し、中間見直しを行った。

第3期目標値	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
特定健診受診率 (暫定目標値)	40.0%	42.0%	44.0%	46.0%	48.0%	50.0%
特定健診受診率 (新たな目標値)	36.6%	36.9%	37.0%	39.0%	41.0%	43.0%
特定保健指導実施率 (暫定目標値)	20.0%	22.0%	24.0%	27.0%	31.0%	35.0%
特定保健指導実施率 (新たな目標値)	10.6%	6.8%	10.0%	15.0%	17.0%	19.0%

第5章 今後の予定と最終評価について

計画に基づく各保健事業については毎年度評価を行ったうえで、翌年度の保健事業の実施内容等を見直し、進捗状況を管理していく。次期計画の策定を円滑に行うため、第2期最終年度となる令和5年度の上半期に目標の達成見込を見据えながら仮評価を行う。

